**Ｑ＆Ａ　　10/20 現在**

【応募に関すること】

＊応募に際しては、予め応募要項をご覧ください。応募要項に定められた条件を満たさない場合は掲載が不可となります。

**Q ガイドブック・WEBサイトに追加掲載は可能ですか？**

A 追加募集はWEBサイトのみです。掲載以降は観光券での取引が可能となります。

**Q 応募方法は？**

A データー申請をお願いしています。

　\*パソコン等が苦手な方は手書き申請でも受付けます。

**Q　一事業者あたり何商品でも申請することは可能ですか？**

A　申請は可能です。但し、それぞれの商品が掲載基準を満たす必要があります。

**Q　当事業に参加するための金銭的な出費（広告料、手数料等）は必要ですか？**

A　掲載に係る広告料、手数料の負担は発生しません。

**Q 掲載されるまでの目安は？**

A エントリー受付後、事務局による確認の上、有識者等から構成する“近江八幡ふるさと再発見観光商品審査委員会”にて審査を行い、近江八幡市への事業者登録を経て掲載されます。

申請受付から掲載までは早くとも２週間要するとお考え下さい。

**Q 魅力的な写真がない、書き方が良く分からない、考えている商品やサービスが掲載基準に該当するのか分からない、その他、アドバイス等を受けたい。**

A　お気軽に、ご連絡下さい。可能な範囲で、適切に対応し、頑張る皆さんをサポートします。

近江八幡観光物産協会（担当：田中）

電話0748－３２－７００３　メール　omi8@sweet.ocn.ne.jp

【掲載商品について】

**Q　掲載商品は、ふるさと観光券の利用者のみにしか販売できませんか？**

A　限定することはありません。

【ふるさと観光券の使用や支払いについて】

**Q ふるさと観光券の利用期間は？**

A ２月末となります。

**Q ふるさと観光券の利用に際して“お釣り”はだせますか？**

A おつりは出せません。また、観光券は千円単位でご利用されますので不足額は現金等での精算ください。

　 ＊価格設定に際して、端数の切上げや切捨ては求めませんが、利用客にとって使用されやすい

**Q　換金方法は**

A　１週間単位程度で、市の定める所定の場へ申請（後日、振込）予定です。

　 詳細は、改めて、ご案内します。

【その他】

**Q その他の質問について**

A メール等にて、お尋ねください。

共通する課題等は、、当サイトにも掲載し更新します。

近江八幡観光物産協会（担当：田中）

電話0748－３２－７００３　メール　omi8@sweet.ocn.ne.jp